

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の支給割合)</p> <p>第10条 給与条例第39条第2項前段及び給与等条例第30条第2項前段に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第14条及び第14条の2に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 <u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の130以上100分の220以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の154以上100分の260以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の118.5以上100分の130未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の139.5以上100分の154未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の107</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の98.5以下</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の117.5以下</u>）</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(勤勉手当の支給割合)</p> <p>第10条 給与条例第39条第2項前段及び給与等条例第30条第2項前段に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第14条から第14条の3までに規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 <u>次条及び第14条の3に規定する職員</u>以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124以上100分の315以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び第14条の3において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の148以上100分の375以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の112.5以上100分の124未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の133.5以上100分の148未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の102</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の122</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の92.5以下</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の111.5以下</u>）</p> <p>2・3 [略]</p>

<p><u>第14条の2</u> 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の53.25以上</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の63.25以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の49.75</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の59.75</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の47.75以下</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の57.75以下</u>)</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。</p> <p><u>第14条の3</u> 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	<p><u>第14条の2</u> 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の87.5以上262.5以下</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の77.5</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の71以下</u></p> <p>2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。</p> <p><u>第14条の3</u> 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例(令和4年岩手県条例第39号)第2条の規定に基づき採用された職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.5以上</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の61.5以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の48.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の58.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の46以下</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の56以下</u>)</p> <p>2 第14条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。</p> <p><u>第14条の4</u> 前3条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>	